

補足給付事業実施のお知らせ

（副食費の補助について）

河合町

新制度未移行幼稚園等用

新制度未移行幼稚園等に通う対象の子どもの給食費のうち副食費（おかず代等）を補助します。

《1人あたり月額上限 4,800 円》

※主食費（ご飯、パン代）及び預かり保育の際に提供されるおやつ代等は対象外です。

※対象となる方は請求申請が必要です。

◆対象の子ども：新制度未移行幼稚園等に通う下記の①.②のいずれかに該当する子ども

①市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯の子ども

※税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除 等）の適用前の額

②小学校 3 年生以下の子どもから数えて、第 3 子以降の子ども

※所得にかかわらず対象

◆請求方法

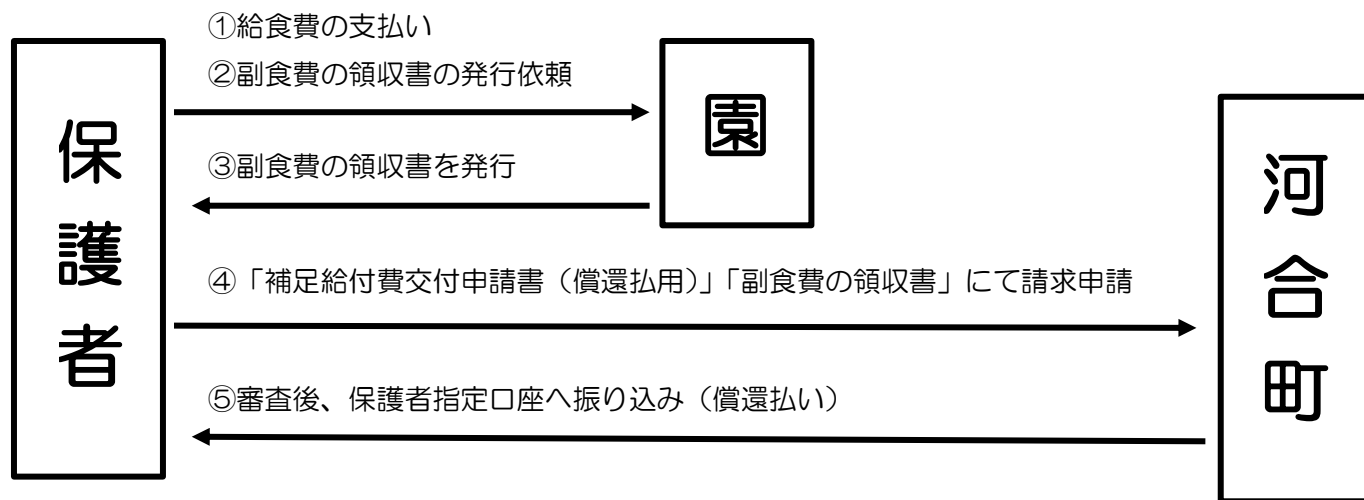
- ◎申請書類：
- ・副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（償還払い用）
 - ・副食費の領収書

※対象の方は、各園に申出てください。園から発行されます。

※令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月分の申請をまとめて行ってください。

◎提出先：河合町役場 こども未来課

◎提出期限：令和 7 年 4 月 4 日（金）まで



河合町役場 こども未来課

TEL 0745-58-2351